

新型コロナウイルス感染症で経営にお困りの市内事業者の皆様へ

ビジネスサポート応援給付金（持続化分）

対象
拡充

春日部市では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた市内事業者への給付金の対象を拡充しました！ ※10月より国の持続化給付金を受給した方も対象になりました。

対象：以下の要件のいずれにも当てはまる方

- ・市内に本社機能を有する個人事業者・中小企業・小規模事業者
- ・感染症の影響で令和2年1月以降の売上額が前年同月比20%以上減少していること

お申込み期限

令和3年2月1日（月）まで
令和2年10月1日（木）から支給対象を拡充！

支給額

個人事業者：10万円 法人：20万円

お申込みに必要な書類 国の持続化給付金の受給の有無で必要書類が異なります

- ①申請書（申請要領に添付、または市ホームページからダウンロードできます。）
- ②本人または法人番号が確認できる書類
（運転免許証・マイナンバーカード・商業登記簿謄本等の写し）
- ③春日部市内に事業主体があるとわかる書類及び前年同月の売上額がわかる書類
（確定申告等書類の写し）
- ④国の持続化給付金を受給したことが分かる書類、または令和2年1月から申請月直近の売上額がわかる書類（売上台帳等）
- ⑤通帳のおもて面・開いた1～2ページ目の写し

※詳細は申請要領、春日部市ホームページをご覧ください。

お申込み先

電子申請の場合 市ホームページの電子申請フォームから申請

《国の持続化給付金を受給した方》

https://s-kantan.jp/city-kasukabe-saitama-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=18386

《国の持続化給付金を受給していない方》

https://s-kantan.jp/city-kasukabe-saitama-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=18385

郵送申請の場合

〒344-0061 春日部市粕壁6615-7

勤労者会館 ビジネスサポート応援給付金担当 行



お問い合わせ

勤労者会館 ビジネスサポート応援給付金担当 電話：048-752-1662

商工振興課 電話：048-797-8029

（8：30～17：15 土日祝除く）

※給付金の総額が予算額に達した場合は、一旦受付を終了させていただきます。

※詐欺や悪質商法にはご注意ください、不明な点があればお問い合わせください。